第二項第一号	法第六十八条の七十八第一項（法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第一項
第二項第三号	施行令第三十九条の百六第十六項	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧効力連結措置法施行令」という。）第三十九条の百六第十六項
第三項	書類と	書類（法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産については、農業委員会の当該法人が平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に改正法附則第六十九条第九項に規定する利用権の設定等を受けたい旨の申出又は同項に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出をしたものについてあつせんを受けた旨を証する書類（以下「申出証明書類」という。）を含む。）と
第四項第一号	買換資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類	買換資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類及び申出証明書類
第四項第七号	資産（同欄に規定する特定農業法人が譲渡をしたものに限る。）	資産
	当該特定農業法人	同欄に規定する特定農業法人
	並びに当該	、当該
	のあるものに限る。）並びに申出証明書類（同欄に規定する特定農業法人が譲渡をしたもの以外のものにあつては、申出証明書類に限る。）	のあるものに限る。）並びに申出証明書類（同欄に規定する特定農業法人が譲渡をしたもの以外のものにあつては、申出証明書類に限る。）
第四項第八号	並びに当該	、当該
	書類）	書類）並びに申出証明書類
第五項第一号	並びに当該	、当該
	もの	もの並びに申出証明書類
第七項第一号	法第六十八条の七十八第一項（法	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項（旧効力連結措置法
	法第六十八条の七十八第九項（法	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第九項（旧効力連結措置法
第七項第三号	施行令	旧効力連結措置法施行令
	法第六十八条の七十八第十二項（法	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第十二項（旧効力連結措置法

2　改正法附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで（旧法第六十五条の七第一項の表の第十号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第二十三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の七の規定に基づく旧規則第二十二条の七第二項から第十項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一項第一号	第三十九条の百六第四項	旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第四項
	法第六十八条の七十八第一項	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項
	第九項、	第九項並びに
	、第六十八条の七十八第一項	並びに旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項
第十一項第二号	第六十八条の七十九第六項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第六項
第十一項第三号	第六十八条の七十九第四項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第四項
	第三十九条の百六第四項	旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第四項
第二項第一号	法第六十八条の七十八第一項（法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第一項（旧効力連結措置法
第二項第三号	施行令第三十九条の百六第十六項	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十九条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧効力連結措置法施行令」という。）第三十九条の百六第十六項
第五項	書類と	書類とし、当該譲渡資産が表の第十号の上欄に掲げる資産のうち漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるものであつて、当該譲渡資産につき当該法人が平成二十九年四月一日前に漁船法第二十七条の規定により農林水産大臣に対して試験の依頼をした旨を明らかにする書類と
第七項第一号	法第六十八条の七十八第一項（法	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項（旧効力連結措置法
	法第六十八条の七十八第九項（法	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第九項（旧効力連結措置法
第七項第三号	施行令	旧効力連結措置法施行令
	法第六十八条の七十八第十二項（法	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第十二項（旧効力連結措置法